

(様式 1 - 3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	漁業体験交流・担い手育成事業	事業番号	◆C-2-1-1
交付団体	洋野町	事業実施主体 (直接/間接)	洋野町 (直接)		
総交付対象事業費	7,016 (千円)	全体事業費	7,016 (千円)		
事業概要					
<p>地域の特産品であるウニなど農水産品を活用し、付加価値を高めた新たな商品の開発や地域に古くから伝わる地域の海産物などを利用した料理等の認知度向上等による地域活性化を目的として、以下の活動等を実施する。実施力所については基幹事業で整備する施設と隣接する海浜公園施設で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域産品を利用した商品開発及び販売に向けた活動</li><li>・ 浜の料理に代表される地域産品の料理講習会の開催</li><li>・ 朝市などによる地域産品販売促進事業の実施</li><li>・ 地元小中学生を対象にした地域水産品学習と採介藻漁業体験交流等のイベントの開催</li></ul> <p>なお、地元女性による事業実施に努めることで地域活性化活動への女性参加を促進する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 女性リーダー養成事業、担い手育成水産教室、体験交流事業、ふれあい海の牧場開設事業</li></ul> <p>&lt;平成 25 年度以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 女性リーダー養成事業、担い手育成水産教室、体験交流事業</li></ul>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の津波により、漁場をはじめ多くの施設が被災した。漁場が壊され、資源が安定しているとはいえないことから、水揚げされる水産品を活用した商品開発による収入の増加や、漁業を継承するための担い手育成と「ひろのの海」を全国に発信し、復興を図るために必要である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-2-1
事業名	水産物加工開発複合施設整備事業
交付団体	町
基幹事業との関連性	
<p>商品開発及び販売促進や体験交流事業等での漁場の観察等の活動において、基幹事業で整備する施設を利用するとともに、基幹事業の効果である地域活性化効果を促進する。</p>	

(様式 1-3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	災害時非常用食料等整備事業	事業番号	◆D-20-1-2
交付団体	洋野町		事業実施主体 (直接/間接)	洋野町 (直接)	
総交付対象事業費	23,370 (千円)		全体事業費	23,370 (千円)	
事業概要					
<p>災害発生時において、自主防災組織の活動をスムーズに行えるよう救助用資機材等を整備する。 また、避難の長期化に対応できるよう備蓄用食料や、避難所運営時のプライバシー確保の目的で間仕切等を整備する。 なお、当該事業は「洋野町震災復興計画」P26 に以下のとおり記載されている。 「防災用資機材及び避難所用備蓄食料の計画的な備蓄計画を策定します」</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt; ・非常用食料等の整備</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の際に自主防災組織用の救助資機材が不足したこと、また食料供給体制が停滞したことから、物資を備蓄する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-20-1
事業名	八木地区防災拠点施設整備事業
交付団体	町
基幹事業との関連性	
<p>八木地区防災センターに非常用食料等を備蓄することで、災害が発生した場合、避難施設でのプライバシー確保、食料供給など避難者が生活しやすい環境をつくることができる。また、発災時に活動拠点として資機材を整備することで自主防災組織等の活動を円滑に行うことができる。</p>	

(様式 1 - 3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	八木地区漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-1
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	洋野町 (間接)	
総交付対象事業費		156,000 (千円)	全体事業費		156,000 (千円)

事業概要

【八木地区漁業集落防災機能強化事業】

八木地区は、防潮堤が未整備であり、東日本大震災の際に本町でも住家被害が著しかった地区である。町としては八木地区全体の防潮堤整備を県に要望していたが、狭隘な地形から防潮堤の全面整備ができず、部分的な整備とした当該地区の北側を県事業として TP12 の防潮堤を整備し、南側については、漁業集落防災機能強化事業を活用して TP9.1m を目安に宅盤嵩上げ工事を実施するものである。なお、宅盤嵩上げについては、当該地に隣接する県道も併せて嵩上げる予定である。また、宅盤嵩上げの嵩上げ高の目安となる TP9.1m は、東日本大震災で概ね浸水区域が発生しない地盤高であるが、今後調査設計を実施し、最終的な嵩上げ高を決定するものである。

なお、上記事業は「洋野町震災復興計画」P24、26 に以下のとおり記載されている。

P24「防潮堤整備事業 (八木、角浜、戸類家、玉川、有家地区等の防潮堤の整備)」

当面の事業概要

【八木地区漁業集落防災機能強化事業】

<平成 24 年度～平成 26 年度>

1. 基本設計・調査業務、詳細設計・補償調査

<平成 26 年度～平成 28 年度>

1. 嵩上げ工事 2. 曳家補償、電柱等移設

東日本大震災の被害との関係

八木地区は本町の中では、東日本大震災の津波による被害が最も大きく、住家の全壊 8 棟、半壊 (大規模半壊含む) 14 棟、一部損壊等 10 棟等の住宅被害であった他、八木南町地区の防災活動の拠点である「消防屯所」も被災したところである。当該地区は、過去にも津波が襲来し、多数の死傷者をだし、津波の常襲地帯であるにも関わらず、背後地 (急傾斜地) や JR 八戸線等との地理的条件から未だに防潮堤が未整備であった。今回の被害を受け、八木南町地区の住家等は、宅盤嵩上による津波対策を進めるものであるが、被災した消防屯所については地区センターと併設のためその方法は難しい状態にある。また、消防車輛は津波対応のため住民の避難誘導及び国道 45 号線や沿岸に通じる道路等の封鎖や高台からの津波監視をしていたため被災を免れたものの、消防屯所にある消防活動用の資器材等が全てながされたことと消防団員の待機場所を失ったことから、その後の消防活動に支障が生じたところであるため、消防団員の安全確保を図り、安心して消防活動に専念してもらうために高台に移転するものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	まちづくり連携道路整備事業 (一)八木港線 八木	事業番号	D-1-1
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	県	
総交付対象事業費		365,000 (千円)	全体事業費		500,000 (千円)
事業概要					
<p>東日本大震災津波により大きな被害を受けた八木地区の市街地内を通過する(一)八木港線(八木)の道路整備を行う。</p> <p>(一)八木港線(八木)は主要幹線道路である国道45号と八木港を結ぶ主要道路であるとともに、水産業を支える物流路線としての機能を有している。</p> <p>今回の津波により、多数の家屋が流失するなどの被害が生じたことから、まちづくり(宅地嵩上げ)と一体となった災害に強い延長0.7kmの道路を整備する予定である。</p> <p>現状は、まちづくり(宅地嵩上げ)事業及び道路の設計が概ね固まり、H27.11月に工事の発注を行なったところである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】P16</p> <p>・多重防災型まちづくり推進事業(まちづくり連携道路整備事業)</p> <p>道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施</p>					
当面の事業概要					
<平成27年度>補償、工事等					
<平成28年度>工事等(平成28年度末供用予定)					
東日本大震災の被害との関係					
・東日本大震災津波により被害を受けた八木地区において、洋野町の復興まちづくりと一体となった道路整備を行うことにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進する。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	22	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	洋野町		事業実施主体 (直接/間接)	洋野町 (直接)	
総交付対象事業費	13,744 (千円)		全体事業費	27,304 (千円)	
事業概要					
津波被害により住宅を失い災害公営住宅へ入居する被災者の生活の安定を図るため、当該住宅の家賃の低廉化を行うものである					
・対象戸数 4 戸 (平成 25 年度入居)					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 27 年度> 家賃の低廉 ※9 月に 1 世帯退去					
<平成 28 年度> 家賃の低廉					
東日本大震災の被害との関係					
本町には最大で高さ 15 メートルの津波が襲来し、住家被害の多かった八木地区を中心に住宅 40 棟以上が被災した。 このため、住宅が全壊または大規模半壊して住宅を失い、災害公営住宅へ入居する被災者の生活の安定を図るため、家賃の低廉化を行うものである。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	漁業集落防災機能強化事業 (直接補助分)	事業番号	C-5-2
交付団体	洋野町	事業実施主体 (直接/間接)	洋野町 (直接)		
総交付対象事業費	463,884 (千円)	全体事業費			499,492 (千円)

事業概要

【八木地区漁業集落防災機能強化事業】

八木地区は、防潮堤が未整備であり、東日本大震災の際に本町でも住家被害が著しかった地区である。町としては八木地区全体の防潮堤整備を県に要望していたが、狭隘な地形から防潮堤の全面整備ができず、部分的な整備とした当該地区の北側を県事業として TP12 の防潮堤を整備し、南側については、漁業集落防災機能強化事業を活用して TP8.6m を目安に宅盤嵩上げ工事を実施するものである。なお、宅盤嵩上げについては、当該地に隣接する県道も併せて嵩上げる予定である。また、宅盤嵩上げの嵩上げ高の目安となる TP8.6m は、シミュレーション結果、東日本大震災クラスの大津波でも浸水区域が発生しない地盤高である。

【八木南町地区消防屯所移転整備事業】

災害発生時の防災拠点として活用するため、津波で被災した消防屯所を高台に移転新築する。

なお、上記事業は「洋野町震災復興計画」P24、26 に以下のとおり記載されている。

P24「防潮堤整備事業 (八木、角浜、戸類家、玉川、有家地区等の防潮堤の整備)」

P26「八木地区及び平内地区に避難施設と消防車庫を兼ね備えた防災拠点施設の整備と津波浸水想定区域内にある防災施設等公共施設の高台移転整備を進めます。」

(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 14 日)

八木地区漁業集落防災機能強化事業における宅地嵩上げについて、平成 27 年度事業に係る事業進捗に伴い曳家補償費が不足することから、C-7-3 増殖溝造成事業より残事業費 30,410 千円 (国費 22,808 千円)、C-6-2 漁港機能強化施設整備事業 (直接補助分) より残事業費 5,198 千円 (国費 3,898 千円)、を流用するもの。これにより交付対象事業費は 231,060 千円 (国費 173,295 千円) から 266,668 千円 (国費 200,001 千円) に増額。

当面の事業概要

【八木地区漁業集落防災機能強化事業】

<平成 24 年度～平成 26 年度>

1. 基本設計・調査業務、詳細設計・補償調査

<平成 26 年度～平成 28 年度>

1. 嵩上げ工事 2. 曳家補償、電柱等移設

【八木南町地区消防屯所移転整備事業】

<平成 24 年度>

1. 用地取得 (分筆登記)

2. 土木工事実施設計業務

<平成 25 年度>

1. 用地取得

2. 設計監理業務

3. 用地造成工事

東日本大震災の被害との関係

八木地区は本町の中では、東日本大震災の津波による被害が最も大きく、住家の全壊 8 棟、半壊 (大規模半壊含む) 14 棟、一部損壊等 10 棟等の住宅被害であった他、八木南町地区の防災活動の拠点である「消防屯所」も被災したところである。当該地区は、過去にも津波が襲来し、多数の死傷者をだし、津波の常襲地帯であるにも関わらず、背後地 (急傾斜地) や JR 八戸線等との地理的条件から未だに防潮堤が未整備であった。今回の被害を受け、八木南町地区の住家等は、宅盤嵩上による津波対策を進める。また、被災した消防屯所については地区センターと併設のためその方法は難しい状態にある。また、消防車輛は津波対応のため住民の避難誘導及び国道 4 号線や沿岸に通じる道路等の封鎖や高台からの津波監視をしていたため被災を免れたものの、消防屯所にある消防活動用の資器材等が全てながされたことと消防団員の待機場所を失ったことから、その後の消防活動に支障が生じたところであるため、消防団員の安全確保を図り、安心して消防活動に専念してもらうために高台に移転するものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	